第四地域（新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県）	
出光興産株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目一番一号
ＥＭＧマーケティング合同会社	東京都港区港南一丁目八番十五号
コスモ石油株式会社	東京都港区芝浦一丁目一番一号
ＪＸ日鉱日石エネルギー株式会社	東京都千代田区大手町二丁目六番三号
昭和シェル石油株式会社	東京都港区台場二丁目三番二号
太陽石油株式会社	東京都千代田区内幸町二丁目二番三号
東燃ゼネラル石油株式会社	東京都港区港南一丁目八番十五号
第五地域（山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）	
出光興産株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目一番一号
ＥＭＧマーケティング合同会社	東京都港区港南一丁目八番十五号
コスモ石油株式会社	東京都港区芝浦一丁目一番一号
ＪＸ日鉱日石エネルギー株式会社	東京都千代田区大手町二丁目六番三号
昭和シェル石油株式会社	東京都港区台場二丁目三番二号
太陽石油株式会社	東京都千代田区内幸町二丁目二番三号
東燃ゼネラル石油株式会社	東京都港区港南一丁目八番十五号
第六地域（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）	
出光興産株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目一番一号
コスモ石油株式会社	東京都港区芝浦一丁目一番一号
ＪＸ日鉱日石エネルギー株式会社	東京都千代田区大手町二丁目六番三号
昭和シェル石油株式会社	東京都港区台場二丁目三番二号
太陽石油株式会社	東京都千代田区内幸町二丁目二番三号
東燃ゼネラル石油株式会社	東京都港区港南一丁目八番十五号
第七地域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）	
出光興産株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目一番一号
ＥＭＧマーケティング合同会社	東京都港区港南一丁目八番十五号
コスモ石油株式会社	東京都港区芝浦一丁目一番一号
ＪＸ日鉱日石エネルギー株式会社	東京都千代田区大手町二丁目六番三号
昭和シェル石油株式会社	東京都港区台場二丁目三番二号
西部石油株式会社	東京都千代田区神田美土代町七番地
太陽石油株式会社	東京都千代田区内幸町二丁目二番三号

第八地域（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）	
出光興産株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目一番一号
ＥＭＧマーケティング合同会社	東京都港区港南一丁目八番十五号
コスモ石油株式会社	東京都港区芝浦一丁目一番一号
ＪＸ日鉱日石エネルギー株式会社	東京都千代田区大手町二丁目六番三号
昭和シェル石油株式会社	東京都港区台場二丁目三番二号
太陽石油株式会社	東京都千代田区内幸町二丁目二番三号
東燃ゼネラル石油株式会社	東京都港区港南一丁目八番十五号
第九地域（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）	
出光興産株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目一番一号
ＥＭＧマーケティング合同会社	東京都港区港南一丁目八番十五号
コスモ石油株式会社	東京都港区芝浦一丁目一番一号
ＪＸ日鉱日石エネルギー株式会社	東京都千代田区大手町二丁目六番三号
昭和シェル石油株式会社	東京都港区台場二丁目三番二号
太陽石油株式会社	東京都千代田区内幸町二丁目二番三号
東燃ゼネラル石油株式会社	東京都港区港南一丁目八番十五号
第十地域（沖縄県）	
出光興産株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目一番一号
ＪＸ日鉱日石エネルギー株式会社	東京都千代田区大手町二丁目六番三号
南西石油株式会社	沖縄県中頭郡西原町字小那覇八五八

○国土交通省告示第千三百二十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更の認可をしたので、第七十一条の三第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年十一月十九日　国土交通大臣　羽田雄一郎

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成九年五月二日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　仙台市太白区郡山一丁目、郡山二丁目、郡山七丁目、諏訪町、長町一丁目、長町三丁目、長町五丁目、長町六丁目、長町南二丁目、太子堂、八本松二丁目の各一部

四　土地区画整理事業の名称　仙塩広域都市計画事業仙台市あすと長町土地区画整理事業

五　事務所の所在地　宮城県仙台市太白区長町五丁目二番三十八号　独立行政法人都市再生機構仙台都市再生事務所

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成九年五月二日

七　事業計画の変更認可の年月日　平成二十四年十一月十九日

○防衛省告示第二百四十九号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用、追加提供及び新規提供が平成二十四年十一月十六日次のとおり決定された。

平成二十四年十一月十九日　防衛大臣　森本　敏